資金決済法とリテール決済ビジネスの 今後の展開

今年4月に施行された注目の「資金決済法」。変化の激しい個人向け決済ビジネスに様々な面でイン パクトをもたらすことが予想される。とりわけ規制緩和となる資金移動業は、業務・インフラ面で相 応の負荷を覚悟する必要があるものの、新たなビジネスチャンスを生み出すと考えられる。

個人向け決済ビジネスの進展と 資金決済法の制定

昨今、個人を対象とした決済ビジネスの世界では、IT 技術などを背景とした様々なサービスが登場してきてい る。とりわけ電子マネーは、その利便性が消費者の心を 掴み取扱高1兆円¹⁾を超える規模にまで成長を遂げた。

しかしその一方で決済を一元的に規制する法制度は存 在しなかった。決済サービスの最終利用者である消費者 を決済事業者の倒産や二重払いのリスクから保護するた め、決済事業者を規制する法律の整備の必要性が叫ばれ ていた。また、規制緩和により決済の利便性を高めてい くべきだ、との議論も根強くあった。送金は銀行の独占 業務だったが、手数料が高いなど消費者のニーズにマッ チしておらず、これを改善するために銀行以外の事業者 に送金業務を開放し決済サービスの利便性を高めていく 必要がある、といった主張である²⁾。

こうした状況を踏まえ、金融庁は幅広い決済サービス を対象に法制化の検討を行った。その結果、法整備の必 要性・緊急性が高い送金などのサービスを対象に法案化 が行われ、2009年6月資金決済法が成立、今年4月に 施行された。収納代行や代金引換、ポイントなどについ ては規制のあり方について検討メンバー間で見解の違い があったため法制化が見送られたが、検討を行った金融 庁内のワーキンググループは利用者保護の観点で引き続 き注視が必要であると結論付けている。

資金決済法のポイント

資金決済法は第1条³にあるように、電子マネーに代

表される前払式支払手段・資金移動(「銀行等以外の者 が行う送金」): 資金清算を対象とした法律である。現行 制度に比べた場合、規制・監督強化の側面と規制緩和の 側面がある。

前払式支払手段については、規制・監督の強化とな る。従来、前払式支払手段は「前払式証票の規制等に 関する法律」(通称プリカ法:資金決済法の施行に伴い 廃止)によって規制されていた。プリカ法では、カード に電磁的手段などにより残高が記録される、いわゆる媒 体型の前払式支払手段のみが対象とされ、サーバに残高 が記録されるサーバ型は規制の対象外だった。利用者保 護の観点からすると両者で規制を異にする必要はないた め、資金決済法ではサーバ型にも発行保証金の保全義務 など媒体型とほぼ同じ規制を課している。

一方、規制緩和となるのが資金移動だ。銀行法によっ て送金のような為替業務は銀行のみが行えるとされてき たが、資金移動業者の登録を受ければ、少額(1回につ き100万円以内)の送金を行うことができる。少額に 限定されるため、主に個人を対象とした送金サービスに 銀行以外の事業者が参入できることになる。

資金決済法で広がるビジネスチャンス

ここからは、規制緩和となる送金サービスについて、 そのビジネスチャンスや、新規参入の際の要件を見てい

前述の通り資金移動業者として登録を受ければ、銀行 でなくても送金サービスを提供することが可能になる。 しかし、個人向け送金サービスそれ自体にどれだけニー ズがあるか、しっかり見極める必要がある。送金サー

NOTE

- 1) 2009年の取扱件数。出所) 日本経済新聞
- 2) 楽天による「楽天キャッシュ」の交換・換金のように実 質的に送金と評価できるサービスは存在していた。
- 3) 資金決済法第1条「この法律は、資金決済に関するサー ビスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護すると ともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式 支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀 行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算につ いて、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済 システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資するこ とを目的とする。」
- 4) SMS (Short Message Service) を使った送金サー ビス。実際の現金の受け渡しは携帯電話の販売代理店 等で行われる。

ビスの代表的な利用用途はEC決済や個人間送金などだ が、前者はクレジットカードを中心にすでに多くの決済 手段が提供されており、送金サービスが入り込む余地は 少ないように思える。

個人間送金についてはどうか。海外では携帯電話会社 によるSMS送金サービス⁴⁾やオークションサイトによ る個人間送金サービスなどが存在する。爆発的な普及を 見せている例もあるが、銀行に口座を持てない人が、そ の代替手段として利用しているという側面がある。ほと んどの人が難なく銀行口座を持てる日本とは状況が違う ため注意が必要だ。ただし、外国人労働者による本国へ の送金は一定のニーズを見込むことができそうだ。

また、ECサイトや携帯電話会社が既存顧客へのサー ビス向上策として取り組む価値は十分あると思われる。 ノンバンクなど銀行以外のリテール金融機関が元々持っ ている金融機能に送金機能をプラスして提供することも 考えられる。さらに、電子マネーと組み合わせ、送金用 のプール資金をサーバ型電子マネーとして決済に利用で きるといったサービスも検討の余地があろう。これらの 事業者はいずれも、送金サービスを展開するにあたり、 顧客基盤や送金と親和性の高いサービスを持っていると いう意味で優位な立場にある。

資金移動業者に求められる業務と

資金移動業を営むには、どのような業務・インフラが 必要となるのだろうか。

業務面では履行保証金の保全業務が重要である。履行 保証金とは資金移動を確実に遂行するためにプールして おくことを義務付けられた資金である。資金移動業者が 破産した際、利用者はここから他の債権者に先立ち優先 的に弁済を受けることができ、資金の倒産分離が図られ ている。この制度は利用者保護を図るとともに、金融シ ステムの安定化という意義も持っている。また、銀行取 引との誤認防止や、標準履行期間などの利用者への情報 提供、受取証書の交付等も法で定められており、業務へ の組み込みが必須である。さらに、資金移動業者は「犯 罪による収益の移転防止に関する法律1(犯収法)の適 用を受けることとなったため、10万円以上の送金や送 金用口座の開設時に本人確認の義務を負う。

インフラ面では、送金を受け付けるチャネルや送金用 口座を管理するためのシステムが必要になる。現金の入 出金を可能とするためには、さらにその受け渡し、保 管、輸送のためのインフラが必要になる。犯収法の適用 を受けることから、本人確認のみならず、今後マネーロ ンダリング対策をシステム的に行うことが必須要件にな る可能性もある。

このように、業務・インフラ両面でのハードルは決 して低くない。これから参入する国内の事業者はすで に海外で送金サービスを行っているWestern Unionや PayPalといった事業者との競争を余儀なくされる。競 争に打ち勝つためには、効率的なサービスを行うための 業界ルールの策定や共通インフラの構築、アライアンス F 戦略などが今後の課題となる。

Writer's Profile



八坂 明光 Akihiko Yasaka 金融システム開発四部 主任システムコンサルタント 専門はノンバンク(カード等)業界の業務分析・システム企画 focus@nri.co.jp